

住民税非課税世帯および家計急変世帯に対する臨時特別給付金

申請期限 9/30(金)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で令和4年度から新たに住民税非課税になった世帯および家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、給付金を支給しています。

令和4年度から新たに住民税非課税になった世帯

「給付対象世帯」
基準日(令和4年6月1日)において江東区の住民票に記載されている、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯
(注1)他自治体からの支給を含め、次のAまたはBと同一の世帯および当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は対象外です。
A・令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の受給対象となる世帯(未申請・辞退を含む)
B・家計急変世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯
(注2)住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
(注3)世帯主が令和3年12月11日以降の入国者および出生者である世帯は対象外です。

「受給権者」給付対象世帯の世帯主の方
「給付額」1世帯につき10万円
「支給方法」原則、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みます。
「必要書類」申請書(区ホームページから入手※区ホームページからの申請書類の入手が困難な方は、江東区臨時特別給付金コールセンターへご連絡ください)、簡易な収入(所得)見込額の申立書、収入の見込額を確認できる書類、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し等
「申請方法」申請書、その他必要書類を、〒135-8383 区役所臨時特別給付金事務センターへ郵送
「申請期限」9月30日(金) 必着
「給付対象者」
次の要件にすべて該当する世帯
○令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象ではない。
○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している。
○令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から9月の任意の1か月の収入を12倍した額)または年間所得見込額が住民税非課税相当水準(下表のとおり)となっている。

扶養親族等の人数	収入限度額	所得限度額
0人	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※これを超える場合は、上記の扶養親族等の人数に応じた金額で判定	204.3万円	135.0万円



「制度についての問合せ先」
内閣府コールセンター
☎0120(526)145
(受付時間:午前9時~午後8時※土・日曜、祝日除く)

9/19(月・祝)は「敬老の日」 高齢の方が生き生きと暮らすための各種事業のご案内

敬老祝金贈呈

年齢	対象	金額
77歳	昭和19年9月17日から昭和20年9月16日生まれの方	5千円
88歳	昭和10年生まれの方	1万5千円
99歳・101歳以上	大正13年生まれ・大正11年12月31日以前生まれの方	2万円
100歳	大正12年生まれの方	5万円

敬老の集い(事前予約制)

満75歳以上の方を対象に、長寿をお祝いする敬老の集いを開催します。詳細は、7月下旬に発送した案内がきでご確認ください。

時 9月7日(水)~9日(金)
「午前の部」午前10時(開場:午前9時半)~11時「午後の部」午後1時半(開場:午後1時)~2時半
場 ティアラこうとう(住吉2-28-36) 内 式典、演芸(歌謡ショー)

老人クラブ会員募集

江東さざんかクラブ(江東区老人クラブ連合会)では、現在117の老人クラブ(会員約1万2千人)が活動しています。老人クラブは、地域を基盤とした自主的・自発的な団体で、豊かな経験・知識・技術を生かした友愛実践活動、ボランティア活動、健康づくりやスポーツ活動、趣味や学習活動などを行っています。また、歩行会、作品展、芸能大会等、区との共催事業も行っています。入会して、広い視野と行動力で、新しい時代の魅力ある老人クラブづくりに一役買ってみませんか。老人クラブでは皆さんの入会をお待ちしています。おむね60歳以上の方ならどなたでも入会できます。ご希望の方は、地域の老人クラブ、または長寿応援課長寿応援係までご連絡ください。

ふれあい入浴証

区と公衆浴場組合で入浴料金の一部を負担しており、通常より低料金でご利用できます。区内の公衆浴場でもご利用可能です。各浴場により営業日が異なりますのでご注意ください。
場 区内公衆浴場(区内在住で満70歳以上の入浴が可能な方)
費 1回200円
「利用方法」対象の方に交付している「ふれあい入浴証引換券(はがき)」を区内各浴場で「ふれあい入浴証」に引き換え、利用時に番台(フロント)に「ふれあい入浴証」を提示し、入浴料200円をお支払いください。

長寿応援課長寿応援係

☎(3647)4541

福祉会館	電話番号	FAX
古石場福祉会館(古石場1-11-11)	☎3641-9531	FAX3641-9531
塩浜福祉会館(塩浜2-5-20)	☎3647-3901	FAX3647-1941
千田福祉会館(千田21-18)	☎3647-0108	FAX3647-0109
東陽福祉会館(東陽6-2-17)	☎3647-8180	FAX3647-8129
亀戸福祉会館(亀戸1-24-6)	☎3685-8208	FAX3683-4851
大島福祉会館(大島4-5-1)	☎3637-2581	FAX3637-2881
東砂福祉会館(東砂7-15-3)	☎3646-0461	FAX3648-9247

福祉会館

高齢者同士のコミュニティを

ふれあいセンター	電話番号	FAX
深川ふれあいセンター(平野1-2-3)	☎3643-1902	FAX3630-6719
森下ふれあいセンター(森下5-11-1)	☎5624-6030	FAX5624-7300
城東ふれあいセンター(北砂4-20-12)	☎3640-8651	FAX3699-6744
亀戸ふれあいセンター(亀戸9-33-2-101)	☎5609-8822	FAX5609-8821

貸出施設使用料等 10月以降も改定前料金に据え置き

貸出施設の使用料等については、令和2年10/1より新料金へ改定していますが、新型コロナウイルス感染症による施設の利用制限の状況等を総合的に勘案し、令和4年9/30(金)までの利用については、特例的な措置として、改定前料金への据え置き対応を行っています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが依然として立たない現況を踏まえ、当該特例的措置の期間を令和5年3/31(金)までの利用分へ延長します。

皆さんに安心してご利用いただくため、各施設においては引き続き利用人数等の制限を設けていますが、ご理解・ご協力のほど、お願いします。

☎ 財政課予算担当 ☎3647-1760、FAX3647-9345

高年齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の促進、こどもと世代を超えた交流を図る「児童・高齢者総合施設」です。施設には、プール、浴室、運動スペース、交流広場等があり、高齢者の健康増進やこどもとの交流を促進するためにいろいろな事業を行っています。

場 区 グランチャ東雲(東雲1-9-46)
☎(5548)1992
FAX(5548)1995

「ふれあいセンター」
教養・健康講座、機能訓練、介護予防、健康相談等、生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりのために事業を行っています。

また、「敬老の日」は全館開館しています。ぜひ、ご参加ください。